

周南市庁舎駐車場の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市庁舎駐車場の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日 提出

周南市長 藤井律子

周南市庁舎駐車場の利用に関する条例の一部を改正する条例

周南市庁舎駐車場の利用に関する条例（平成29年周南市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

入場時間帯	使用料
全時間帯共通	1時間までごとに100円

備考

- 1 駐車場の使用料は、1回の利用につき、入場後12時間以内は1,000円を上限とする。
- 2 入場後12時間を超えて利用する場合は、超える1時間までごとに100円を加算し、以後12時間までごとに1,000円を加算した額を上限とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例の施行の日前から引き続き駐車している自動車については、令和8年6月1日午前0時をもって、この条例による改正後の周南市庁舎駐車場の利用に関する

る条例の使用料を適用するものとする。

(参考)

周南市庁舎駐車場の利用に関する条例新旧対照表

現行		改正案	
別表（第6条関係）		別表（第6条関係）	
入場時間帯	使用料	入場時間帯	使用料
平日昼間	入場時から最初の2時間以内 (平日昼間の時間帯に限る。)まで無料とし、超えた時間1時間までごとに100円	全時間帯共通	1時間までごとに100円
その他の時間帯	1時間までごとに100円		

備考

1 この表において「平日昼間」とは、休日（周南市の休日を定める条例（平成15年周南市条例第2号）第1条に規定する市の休日をいう。）以外の日の午前8時から午後6時までの時間をいう。

2 周南市役所本庁舎駐車場及び周南市徳山保健センター駐車場における使用料は、1回の利用につき、入場後12時間以内は1,000円を上限とする。ただし、入場後12時間を超えて利用する場合は、超える1時間までごとに100円を加算し、以後12時間までごとに1,000円を加算した額を上限とする。

3 周南市役所本庁舎臨時駐車場における使用料は、1回の利用につき、入場後24時間以内は600円を上限とする。

1
3
1

現行	改正案
<p><u>ただし、入場後24時間を超えて利用する場合は、超える 1時間までごとに100円を加算し、以後24時間までごとに 600円を加算した額を上限とする。</u></p>	